条例の制定により放置空き家の解消を！

問 全国の自治体には、倒壊のおそれがある放置空き家の取り壊しについて、条例を制定し、推進している事例がある。本市においても、放置空き家の解消に向けた条例を制定し、対応すべきではないか。

答 現在、老朽化が著しく、放置しておくと大きな事故につながるおそれのある建物については、所有者に対して電話連絡や文書による指導を行っており、これまでに把握している老朽家屋の約20パーセントが解体などにより解消されている。また、条例制定の取組として、平成25年８月から県内各市町との連携の下、勉強会を行っており、先進地の取組事例など情報の共有を図っている。

こうした中、国では、全国的な放置空き家の増加を受け、行政代執行を含めた空き家対策特別措置法案を国会に提出しようとする動きがある。

今後は、こうした動向も注視し、法案の内容を検証しながら、条例の制定について検討を進めたい。

どう守る？子どもの安心・安全

問 学校の安全管理上、防犯カメラの設置については、どのように考えるのか。また、不審者への対策は、どう取り組んでいるのか。

答 学校への防犯カメラの設置は、事故を未然に防ぐ効果は高いと考えるが、一方でプライバシーや表現の自由が脅かされるなどの問題もある。

現在、市内の全小・中学校へ防犯カメラを設置する計画はないが、今後、他の自治体の動きを注視するとともに、学校や保護者などから意見を聴くなど、さまざまな観点から検証していきたい。

不審者対策については、不審者対応の危機管理マニュアルを作成し、教職員の共通理解の下、児童・生徒が安心・安全な生活を送れるように役立てている。また、警察と連携し、不審者対応避難訓練を実施し、避難方法や避難経路の確認を行っている。

安心・安全な学校生活を

ごみの減量化に向けた取組は？

問 平成24年度事務報告書によると、ごみの収集量とそれに係る市民の負担額は微増傾向にあるが、ごみ減量化の目標は達成されているのか。

また、高齢者世帯に対するごみの戸別収集や、今後更なるごみの減量化に向けて、どう取り組んでいくのか。

答 平成17年度に策定された循環型社会形成推進地域計画の検証を行った結果、1日1人当たり649グラムのごみ排出目標値に対し、748グラムという実績であった。また、ごみの資源化については、目標値9千594トンを大幅に下回る5千534トンであった。

高齢者世帯に対するごみの戸別収集については、コストなどの問題により対応が難しく、近隣住民などによる地域の助け合いをお願いしている現状であるが、今後、関係部署と対応方法を考えていきたい。

本市では、ごみの減量化に向けて、生ごみ処理機の購入や資源ごみの集団回収に対する助成などを行っている。今後、ごみの減量化を更に推進するため、道前クリーンセンターに搬入される紙ごみの分別の徹底や、布の分別収集を検討していきたい。

西条刑務支所女子受刑者収容計画の内容は？

問 法務省は、女子刑務所の過剰収容状態を背景に、西条刑務支所へ女子受刑者を収容する計画としているが、市は、どの辺りまで内容を把握しているのか。

答 今回の計画は、平成26年2月17日に、法務省高松矯正管区及び西条刑務支所から、女子刑事施設の過剰収容対策として、西条刑務支所に女子受刑者を収容する計画としているとの説明を受けた。

計画の内容は、定員は123名で、既決（受刑者）の女子及び犯罪傾向の進んでいない男子、未決（刑事裁判中）の男子と女子を収容し、職員数は現在の13名から最大37名に増員する予定である。女子受刑者の収容は、施設の整備を行った後、平成26年度中に開始すると伺っているが、具体的な時期は示されていない。

住民説明会は、地域の役員会や単位自治会ごとに開催しており、今後も日程調整が整い次第、順次、開催したいと考えている。

なお、法務省は、地域との連携は重要事項と認識しており、情報の共有を図りながら、今後も女子受刑者の受け入れについて協議を行っていきたい。